

税理士法施行令（抄）

昭和26年 6月15日政令第216号

平成30年 4月18日政令第161号改正まで

（行政書士が税務書類の作成を行うことができる租税）

第14条の2 法第51条の2〔行政書士等が行う税務書類の作成〕に規定する政令で定める租税は、石油ガス税、不動産取得税、道府県たばこ税（都たばこ税を含む。）、市町村たばこ税（特別区たばこ税を含む。）、特別土地保有税及び入湯税とする。